

役員等及び委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠心会（以下「法人」という。）定款第8条及び第23条に規定する役員、評議員及び委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 委員とは、評議員選任・解任委員、運営推進会議、相談・苦情第三者委員会及び入所検討委員会の委員をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給基準)

第3条 法人定款細則（以下「定款細則」という。）第32条の規定により、役員等の報酬の支給基準は、次のとおりとする。

- (1) 理事長
法人会務を行うために、月2日以上勤務したとき
- (2) 理事長以外の役員等及び委員
会務のため会議等に参加したとき

(報酬等の額)

第4条 定款細則第34条に規定する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

- (1) 前条第1号の場合
月額30,000円
- (2) 前条第2号の場合

下表に掲げる会議等の区分に応じた額

理 事 会	1日につき5,157円
評 議 員 会	1日につき5,157円
役 員 会	1日につき4,126円
監 査	1日につき7,221円
評議員選任・解任委員会	1日につき3,000円
運営推進会議	1日につき3,000円
相談・苦情第三者委員会	1日につき3,000円
入所検討委員会	1日につき3,000円

- 2 役員等が同一の日に理事会、評議員会、役員会に重複して出席し、又は監査を実施したときは、前項に規定する高い額の一のみ適用して支給する。
- 3 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。
- 4 法人の職員である委員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給時期及び方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号に規定する支給時期は、職員給与規程第36条第1号に規定する時期とする。
 - (2) 第4条第2号に規定する支給時期は、会務に当たった都度（前条第2項に掲げる場合を除く）支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が第4条に定める以外の会務のために旅行した場合には、費用弁償及び旅費支給規程を準用し費用弁償を支給する。ただし、町内の会務のために旅行した場合は、旅費を支給しない。

- 2 前項の規定により、費用弁償及び旅費支給規程を準用する場合の日当の額は、3,000円とする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則（平成22年規程第1号）

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 2 役員費用弁償に関する規程（平成22年規程第14号）は、廃止する。

附 則（平成25年度規程第8号）

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則（平成 2 9 年度規程第 1 9 号）

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 2 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。